ほぼ週刊コラム　「Partnership論」　その１１５

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第四回勉強会の準備（２）：**

[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目1：*Duo Sunt*（両剣論、両権論）、地上の権威と天の権威（２）**

**「国家の徴税権 vs. 人々の租税回避権」、「国家の徴兵権 vs. 人々の良心的兵役拒否権」**

2014.10.17　rev.3　齋藤旬

***Duo Sunt*（両剣、両権）とは、国家権力と教会権力とが「拮抗併存」にあること。牽制しあっていること。**それは、[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)項目1にあるとおり、西暦494年、当時のローマ法皇ジェラシウスが説いた社会構造。この社会構造では、自動的に「権力暴走の防止」が働き、専横権力が排除されるし、人々の立場から言えば「自由」が確保される。

ジェラシウス論文の20年ほど前、西暦476年、ゲルマン傭兵隊長オドアケルが西ローマ皇帝を追放し、西ローマ帝国が崩壊した。当然ながらその後、元西ローマ帝国地域の諸国王達とローマ法皇との覇権争いが激化した。結果、494年、地上の王国（state、国家）と、spiritualな王国（church、教会）とが、拮抗併存して構成される社会構造が、当時のローマ法皇ジェラシウスにより提案され、その後、諸国王達も人々もこれを受け入れ定着した。

両権の片割れであるspiritualな王国が、現在の西洋社会に独特に見られるnon-state authority（非国家権威）概念の起源。「non-state actorsによるコモンズ経済」で、エリノア・オストロム （Elinor Ostrom）と、オリバー・ウィリアムソン（Oliver Eaton Williamson）が2009年のノーベル経済学賞を受賞したのは、皆さんの記憶にまだ新しいことだろう。

***Duo Sunt*と対になるのが、caesaropapism（ケイサロパピズム、皇帝法皇主義）**。これはカエサル(皇帝)とポープ（法皇）が一人の人に兼務されているということ。つまり国家権力と教会権力とが一緒になった状態をさす。この権力状態は、東ローマ帝国の末裔の地域に見られ、マックス・ウェーバーが、ケイサロパピズムと命名した。[[1]](#footnote-1)

西ローマ帝国は476年に崩壊したが、東ローマ帝国はその約千年後の西暦1453年まで続いた。また、西ローマ帝国の首都ローマには、キリスト教のローマ主教座があり十二使徒の一人ペトロの後継者が代々の法皇となっていたが、東ローマ帝国の首都コンスタンチノープルにも主教座がありこちらは十二使徒の一人アンドレアスの後継者が代々のキリスト教最高指導者（ローマ法皇をなぞると、コンスタンチノープル法皇）となっていた。[[2]](#footnote-2)

この様な状況で、西ローマ帝国で皇帝が追放されたために「諸国王達　対　ローマ法皇」の*Duo Sunt*つまり拮抗両権状態が生まれたが、東ローマ帝国では皇帝が生き延びたために、皇帝が法皇も兼ねる、ないし法皇の指名人事権を握るケイサロパピズムが生まれたのだ。

**拮抗する*Duo Sunt*（両権）の社会では「個人」が鍛えられ、且つ、守られる**。*Duo Sunt*な社会には古くから二つ特徴がある。一つは先週も紹介した「教会税」の存在。つまり国家への納税義務（duty）とは別に、教会への納税義務 --- 義務といってもこちらはobligation。これは同時にright（権利）でもある --- が存在すること。

もう一つが、社会事業の役割分担。典型的には「教育」と「ヘルスケア」が教会によって担われ、その他「国防」「公共事業」「*lex*整備」等が国家によって担われること。[[3]](#footnote-3)

この様な社会では、個人主義が発達することが容易に想像される。即ち、諸事に渡って国家と教会から各個人への「指示」が異なることが間々ありうる。例えば、「税」は国家に納めるべきか教会に納めるべきか、あるいは、国家の徴兵令に従って兵役に就くべきかそれとも教会の教えに従ってconscientious objection（良心的兵役拒否）[[4]](#footnote-4)をすべきかどうか。これら相反する指示によって個人は常に悩まされる。こうして「個人」として鍛えられる。

また、「個人」は守られる。即ち、国家の徴兵令に従わずに「非国民」と呼ばれてしまったら、国家権力の及ばない治外法権となっていて且つ良心的兵役拒否権の擁護拠点である教会の敷地内に逃げ込めば良い。国民ではいられなくなるかもしれないが、社会の一員ではあり続けられる[[5]](#footnote-5)。あるいは最近の米国にはメガ・チャーチといって、国家への納税をあまりしない[[6]](#footnote-6)或る種の自治区がある。この自治区内の教会礼拝堂・学校・住宅街・オフィス街・ショッピングセンター・劇場・病院などだけで日常生活を送っている人々がいる。国家と違う意見を持ち国家に納税したくない個人は、この様なメガ・チャーチに住めば良い。

この様に*Duo Sunt*の下では、社会が「国家」と「非国家」によって構成される。この様な社会では自動的に権力暴走が防止され、専横権力が排除される。個人が鍛えられ且つ守られ、個人主義が発達する。個人の「自由」が守られる。

**この機会をとらえて、キリスト教の主要三派について説明しておこう**。即ち、Western Christianity（西方キリスト教）であるカトリックとプロテスタントの二派と、Eastern Christianity（東方キリスト教）であるオルソドクス --- ロシア正教やギリシャ正教などのオルソドクス（正教）の一派からなる三派の説明をしておこう。

容易に想像される様に、西方キリスト教は元の西ローマ帝国の地域に根付いたキリスト教であり、東方キリスト教はコンスタンチノープルを首都とする東ローマ帝国に根付いたキリスト教だ。この分裂（シスマ）から説明する。

494年以降、西は*Duo Sunt*、東はケイサロパピズム、となった。西では国家と宗教が「拮抗」している。東では国家と宗教が「合体」している。この様に社会構造が大きく異なる様になった。しばらくは、西方キリスト教と東方キリスト教は一つだった。しかし、立脚する社会構造がここまで違う二派の意見が揃うはずもなく、1054年、大シスマと呼ばれる分裂が起こり、双方が破門し合い、西方キリスト教と東方キリスト教とに分裂した。

更にこの西方キリスト教は、1517年のマルチン・ルターの95箇条の質問に始まる宗教改革によって、カトリックとプロテスタントに分裂する。この分裂は、元の西ローマ帝国地域に根付いた*Duo Sunt*が遠因だと齋藤は思う。つまり、*Duo Sunt*社会で発達した個人主義が、人間の尊厳と共通善とで前者を重視するタイプの個人主義と、後者を重視するタイプの個人主義とに分かれたのが「宗教改革」だと捕らえることが出来る。そう、エラスムスの言う『愚神礼讃』の混乱の最中、「人間の尊厳」重視の個人主義がプロテスタントを生み、「共通善」重視の個人主義が尚カトリックに踏みとどまらせた、と推測している。

1054年の大シスマ、更に、1517年に始まる宗教改革によって、キリスト教は三派に分裂したのだが、それら分裂の大本は494年の*Duo Sunt*にあったと私は考えている。

**この様に国家権威と教会権威が牽制しあう社会構造は**、**西洋社会に独特のもの**。言い換えれば、拮抗しあう「国家」と「教会」とによりgovernされる「rights to freedomを保障された人々」との三者により構成される「社会」構造は、21世紀の現代でも、西ローマ帝国の末裔の地域、即ちカトリック・プロテスタントが人口の多数であるconfessional stateにのみ見られる極めて独特なものだ。

それ以外の地域は日本を含め、「国家」と「宗教」のどちらかが上位となって、その結果として一つの「権威」を構成している[[7]](#footnote-7)。表題に挙げた相反する主張、即ち「国家の徴税権 vs. 人々の租税回避権、国家の徴兵権 vs. 人々の良心的兵役拒否権」の様な意見の対立は、合体単一権力の下では起こらない。というか、許されないほどに、つまり、或る種almightyの様に、国家ないし宗教が持つenforceability（強制力）が強められている。

**お分かりだろう、租税回避権は*Duo Sunt*（両権）社会にしか成立し得ない**。同じく、良心的兵役拒否権も*Duo Sunt*（両権）社会にしか成立し得ない。しかし良心的兵役拒否権は脚註4に書いたように国連や欧州評議会で「基本的人権」として正式に認められている。いわば認知されている。

日本は「国家の交戦権」を持たないのだから、国家が持つ徴兵権も人々が持つ良心的兵役拒否権も関心が及ぶところではないかもしれない。しかも、国連が「各国は、良心的兵役拒否を処罰の対象とするのを控えるべきだ。」とハッキリ言っているのだから、もし今後不幸にも日本国憲法第九条「戦争放棄」が書き換えられたとしても、更に「兵役の義務」なんて条文が日本国憲法に加えられ、「教育」「納税」「労働」「兵役」が日本国民の四大義務になる、なんていう事態は起こり得ないだろう。だから、日本人が良心的兵役拒否権に気付くべき緊急度は高くない。まだ安心していて良い。（このままであって欲しいと願う。）

**ところが、租税回避権は、国連や欧州評議会で「表だって」認知されてはいない**。しかも、日本国憲法第三十条には「納税の義務」[[8]](#footnote-8)が入ってしまっている。「教育」「納税」「労働」が日本国民の三大義務だということになってしまっている。当然の如く、日本人にとって「租税回避権」は、「エッ、そんなバカな」「それは悪いこと。罪だ。」ということになる。先週の脚注3に紹介したJesusへのユダヤ律法学者の質問：「国家への納税はrighteousnessに背く行為ではないか？」の様な疑問は、日本人の意識の中につゆとも湧いてこない。

その上、経済はグローバル化し--- 日本人は全く気付いていないが --- 国境をまたぐpartnership（cross border partnership）が頻繁に組成されて、国家のcorporate income tax徴税権およびそれから導出される移転価格税制が反古になる。そう、今の国際社会は、日本人にはチンプンカンプンである西洋*Duo Sunt*社会を根本において形作られたものだ。

TPPだのEPAだのPartnershipが入る用語、あるいはISD（Investor-State Dispute、投資家―国家間紛争）、即ち国家と人的集団が対等（国家が下？）であることを意味する用語が、外交交渉の場で頻繁に聞かれる。その背景には、明らかに「*Duo Sunt*（両権論）」「租税回避権」等がある。国家の持つ徴税権と対抗できる、人々が持つ「租税回避権」がある。

**明治開闢でチョンマゲを切って死に物狂いで西洋文明を学んだ先達の何十倍もの「猛勉強」を、今の日本人は行わなければならない**。

こう何回も申し上げているが、その真意をお分かり頂けただろうか？このコラムの読者はもう分かったはず。ならば、貴方の周りの人達も巻き込んで、何をおいても最優先で、このPartnership論を、猛猛猛勉強しなければならない。今週は以上。来週も乞うご期待。

1. 国家と宗教の関係は、「合体」か「拮抗」に分類できる。東ローマ帝国を含め世界の多くの地域で「合体」が起こったが、西ローマ帝国の末裔の地域にだけ「拮抗」が発生した。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 主教座は原始キリスト教会では五つあった。ローマ、コンスタンチノープル、アンティオキア、アレキサンドリア、エルサレムの五つ。後者三主教座は早い段階でなくなり、前者二主教座のローマとコンスタンチノープルがキリスト教会の拠点として残った。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 現在でもコンコルダート（Concordat）条約といって、国家と教会が役割分担の条約を結ぶことが西洋諸国では普通に行われる。例えばジャマイカ社会は、住民の9割近くがカトリックであり、小中の学校のほとんど全てと、主要な病院がカトリックによって設立・運営されている。ジャマイカ領土がカトリック教区（parish）で区切られその教区ごとに小中の学校と病院がカトリックによって設立・運営されている。オリンピックの100メートル走で圧倒的な強さを誇るジャマイカのウサイン・ボルトは、実はカトリックの小中学校を卒業しているし、脊柱側湾症の最初の診断と治療をカトリックの病院で受けている。

オバマのオバマケアは、教育とヘルスケアをpartnership経済に委ねようとするものだが、これも新手のコンコルダートであろうと齋藤は考えている。 [↑](#footnote-ref-3)
4. conscientious objection（良心的兵役拒否）は、20世紀末から急激に認知され、現在では国連や欧州評議会で「基本的人権」として認められている。国連人権委員会（UNCHR）は1998年、「各国は、良心的兵役拒否を処罰の対象とするのを控えるべきだ。」と述べた。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 日本には徴兵令は無いが、もし徴兵制度が始まったとしても、*Duo Sunt*（両権）社会構造であれば、日本国民ではなくなっても「日本人」であり続けることが出来るだろう。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 1997年、electing large partnership（ELP, 大規模partnership）という税制がIRC §775に出来た。100人を超えるpartnerで構成されるpartnershipは、税務申告が簡略化される。租税回避が容易に行える。これもメガ・チャーチ興隆の背景にあると思われる。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 典型例はイラン。1979年のイスラム革命によりイランでは、国家大統領よりイスラム教最高指導者の方が決定権を持つ。イランは「宗教が国家より上位」の一例。

日本は「国家が宗教より上位」の一例。「三教会同」が1912年に行われ、当時の日本政府が神道、仏教、キリスト教の代表者を呼んで、宗教が「国民道徳の振興」「国運の伸長」のために使われることが方向付けられた。宗教が国家運営のための道具であることが決定された。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 勿論、GHQ憲法草案には「納税の義務」は入っていない。 [↑](#footnote-ref-8)